

### 第3回あわらし選挙管理委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月12日（土）午前9時～午前10時
- 2 場 所 あわらし役所 202会議室
- 3 議 題

- 議案第17号 専決処分につき承認を求めることについて  
(あわらし市議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置したこと  
について)
- 議案第18号 選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて
- 議案第19号 選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて
- 議案第20号 条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について
- 議案第21号 あわらし市議会議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて
- 議案第22号 あわらし市議会議員選挙における選挙会の日時及び場所について
- 議案第23号 あわらし市議会議員選挙における投票記載所の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所について
- 議案第24号 あわらし市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について
- 議案第25号 あわらし市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について
- 議案第26号 あわらし市議会議員選挙における不在者投票管理者が職務を行う場所の決定について
- 議案第27号 あわらし市議会議員選挙における投票所の指定について
- 議案第28号 あわらし市議会議員選挙における期日前投票所の指定について
- 議案第29号 あわらし市議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
- 議案第30号 あわらし市議会議員選挙における選挙長が事務を行う場所の決定について
- 議案第31号 あわらし市議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日の決定について
- 議案第32号 あわらし市議会議員選挙における選挙運動費用の支出制限額について
- 議案第33号 あわらし市議会議員選挙における各投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第34号 あわら市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

議案第35号 あわら市議会議員選挙における各投票所の投票立会人の選任について

議案第36号 あわら市議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

4 その他

5 出席者 委員 内田 雅章 吉田 一展 土屋 紀信 吉田 眞己  
事務局 書記長 渡邊 清宏  
書記 三上 健太郎 齊藤 大樹 後藤 夕子

6 欠席者 なし

7 傍聴人 なし

8 資料 議案書

## 会議の概要

委員長 開会あいさつ

委員長 今回の選挙管理委員会の会議録署名委員を吉田一展委員にお願いできますか。

吉田委員 承知しました。

委員長 それでは、議題に入ります。あわらし議会議員選挙について専決処分された議案第17号について、事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案第17号について、質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第17号について承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第17号は承認されました。

委員長 続いて、選挙時登録に関する議案第18号から議案第20号の議案3件について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案について、質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第18号から議案第20号の議案3件について承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第18号から議案第20号の議案3件は承認されました。

委員長 続いて、あわらし議会議員選挙に関する議案第21号から議案第36号までの16件について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案16件について、質問、意見等はありませんか。

委員 ポスター掲示の順番はどうやって決めるのですか。

書記 届出順になります。

委員 選挙立会人の仕事はどういったものですか。

書記 投票のチェックが仕事となります。

委員 どうやってチェックするのですか。

書記 職員が投票用紙の束を持って行きますので、ざっと見ていただき、間違いがないか確認した上で、判子を押してもらいます。たとえば、無効票とみなしたものについては、理由を説明しますので、その理由に誤りがないか確認していただくこととなります。

選挙立会人の届出が3人未満の場合、選管の委員の皆さんにお願いする可能性があります。ただ、すでに届出の意思を見せている陣営がありますので、3人未満になることはないかと思えます。

委員 選挙運動費用の支出制限額の根拠は何ですか。

書記 公職選挙法に定められている計算方法がありまして、選挙時登録者数や議員定数を基に算出しています。

委員 支出制限額は、前回の市議選時より減っているのですか。

書記 おおよそ同じぐらいではありますが、議員定数が減っているため、若干増額しています。

委員 皆、支出制限額ぎりぎりまで使用するのですか。

書記 人員をボランティアで賄う人や、ポスターのみ作成して、ビラは作成しない人もいますので、人によって幅があります。

委員 選挙運動費用の中に公費負担分は含まれるのですか。

書記 自動車関係の費用は含まれませんが、ポスター・ビラ作成費用は含まれます。

委員 選挙運動費用の中で、よく計上される費用は何ですか。

書記 事務所の借上料や光熱費、運動員報酬などです。

委員 議案第35号と議案第36号の違いは何ですか。

書記 議案第35号は20日の各投票所の投票立会人について、議案第36号は期日前投票所の投票立会人についての議案になります。

委員長 その他質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第21号から議案第36号について、可決としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第21号から議案第36号については、可決されました。

委員長 それでは、日程第21 その他について何かあれば、事務局より説明をお願いします。

書記 今後の日程についてお知らせします。委員の皆さんは、20日14時に市役所2階

総務課へお集まりください。事務局と一緒に各投票所への巡回をお願いいたします。巡回後は、一度解散となりますが、21時にもう一度市役所の正庁にお越しください。

また、6月22日の当選証書付与式にもご出席をお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 質問や意見等はありませんか。

委員 各投票所への巡回は、皆で回るのですか。

書記 半分に分かれて回るようになります。

委員 どういった服装で来れば良いですか。

書記 ポロシャツにスラックスなど、クールビズの格好でお願いします。巡回時には、腕章を着けていただきます。

委員 当選証書付与式では、当選証書は一人ずつ渡していくのですか。

書記 おそらくそういう形になります。また確認しておきます。

委員長 他に質問や意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。

令和3年6月20日

委員長

内田雅幸

署名委員

吉田一展

